

「 学校法人 日本医療大学 ガバナンス・コード 」

学校法人日本医療大学

令和2年1月

# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 大学の使命</b>	<b>2</b>
1-1 建学の精神	
1-2 教育と研究の目的	
<b>第2章 法人運営の基本</b>	<b>3</b>
2-1 理事会	
2-2 理事	
2-3 監事	
2-4 評議員会	
2-5 評議員	
<b>第3章 教学ガバナンス</b>	<b>7</b>
3-1 学長	
3-2 教授会	
<b>第4章 公共性・信頼性</b>	<b>9</b>
4-1 学生に対して	
4-2 教職員等に対して	
4-3 社会に対して	
4-4 危機管理及び法令遵守	
<b>第5章 透明性の確保</b>	<b>11</b>
5-1 情報公開の充実	

## はじめに

学校法人日本医療大学は、主体性を重んじ公共性を高める自律的なガバナンスを確保し、併せて経営を強化することにより、より安定的で強固な経営基盤に支えられた時代の変化に対応した大学づくりを進めるとともに、高い公共性を有する学校の運営主体としての社会的責任を十分に果たすことができるよう、運営の適正と透明性を確保し、社会から信頼され、支えられるに足る、これまで以上に公共性を備えた存在であり続ける必要があります。

この「学校法人日本医療大学ガバナンス・コード」は、こうした自主性と多様性に基づくガバナンスの強化と健全性の向上を図ることを目的とした指針です。

## 第1章 大学の使命

学校法人日本医療大学は、これまで建学の精神や理念を基に、それに基づく独特の学風・校風が自主性や自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う「社会に必要とされる医療・福祉の人材の育成機関」として、地域の保健医療や福祉の進展に大きく貢献してきました。

また、併せて地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。

今後とも、建学の精神に基づく大学としての使命を果たし、その使命を具現する存在であるために「学校法人日本医療大学ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めていきます。

また、中期計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、本学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。

### 1-1 建学の精神・理念

#### (1) 建学の精神

共生社会の実現

～病める人や障がいを持つ人を含む全ての人々が自立し、  
その尊厳が重んぜられ暮らせる社会の実現を目指す～

#### (2) 基本理念

人は人を愛し、人にふれることによって、自らも成長する。

医療と福祉の現場から誕生した日本医療大学は、学生が、高度な専門知識と技術の習得にとどまらず、医療・福祉の現場と一体になったキャンパスで、高齢者の方や障がいを持った方々と日々ふれあいながら学修することで、人のこころの痛みや思いがわかり自らも成長していく人材を養成します。

### 1-2 教育と研究の目的

#### (1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等

本学の建学の精神に基づく、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

##### ① 教育目的及び研究目的

本学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした医療人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とします。

② 保健医療学部の教育目的及び研究目的

生命の尊厳の理念に基づき、豊かな感性と教養で人間性を高め、高度な知識と技術を学修し、倫理的及び論理的な実践力で、地域医療に貢献する医療人を育成します。

(2) 中期計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ① 安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて5年ごとに中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定をします。
- ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めます。
- ③ 財政的な裏付けのある中期計画の実現のために、学外者の理事を含めた理事会や、理事会等を支えるスタッフの経営能力を高めていきます。
- ④ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤ 組織全体で中期計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。

(3) 大学の社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生の保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を良好に保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人の経営を推進します。
- ③ 本学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。

## 第2章 法人運営の基本

大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。

## 2-1 理事会

### (1) 理事会の役割

- ① 意思決定の議決機関としての役割
  - ア 理事会は、本法人の経営強化を念頭において業務を決し、理事の職務執行を監督します。
- ② 理事会の議決事項の明確化等
  - ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。
  - イ 理事会において議決された事項は、決議録に記録し、保管します。
  - ウ 業務執行者から理事会へ適切な報告がなされるよう留意します。
- ③ 理事及び大学運営責任者の業務執行の監督
  - ア 理事会は、理事及び学長、学部長等に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務とし、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。
  - イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。
- ④ 学長への権限委任
  - ア 学長が任務を果たすことができるようにするために、必要な教学に関する事項の権限を学長に委任することとしています。
  - イ 学長は、各々担当事務を分担させ、管理する体制としています。
  - ウ 各々の所掌する校務及び所属教職員の範囲については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。
- ⑤ 実効性のある開催
  - ア 理事会は計画的に開催し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。
  - イ 審議に必要な時間は十分に確保します。
- ⑥ 役員（理事及び監事）は、その任務を怠り、本法人に損害を与えた場合であって、その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。
- ⑦ 役員が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。
- ⑧ 役員の本法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。
- ⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。

## 2-2 理事

### (1) 理事の責務

- ① 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。
- ② 副理事長は、理事長を補佐し、法人の経営方針及び人事等の重要事項並びに対外的活動を担当します。
- ③ 専務理事、常務理事は、副理事長を補佐し、この法人の日常的な経営を総括します。
- ④ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。
- ⑤ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、本法人のため忠実にその職務を行います。
- ⑥ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ⑦ 理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。
- ⑧ 本法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。

#### (2) 学内理事の役割

- ① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。
- ② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

#### (3) 学外者の理事の役割

- ① 学外者の理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を複数人選任します。
- ② 学外者の理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての職務を遂行します。
- ③ 学外者の理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後の報告等を十分に行います。

#### (4) 理事への研修機会の提供と充実

学外者の理事を含む全理事に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

### 2-3 監事

#### (1) 監事の責務

- ① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ② 監事は、その責務を果たすため、寄附行為及び監事監査規程等に則り、理事会その他の重要会議に出席することができます。
- ③ 監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査し

ます。

- ④ 監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとしします。
- ⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。

## (2) 監事の選任

- ① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事長は評議員会の同意を得て理事会の審議を経て、監事を選任します。
- ② 監事は2人置くこととします。
- ③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

## (3) 監事監査

- ① 監査機能の強化のため、監事監査規程に基づき監査基準を設定します。
- ② 監事は、監査計画を定め、関係者に通知します。
- ③ 監事は、監事監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成して理事会及び評議員会に報告します。

## (4) 監事業務を支援するための体制整備

- ① 監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実を図ります。
- ② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ③ 本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。
- ④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

## 2-4 評議員会

### (1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び重要な資産の処分
- ④ 役員報酬に関する基準
- ⑤ 寄附行為の変更



- ⑥ 合併
- ⑦ 私立学校法第50条第1項第1号(評議員会の議決を要する場合を除く。)及び第3号に掲げる事由による解散
- ⑧ 収益事業に関する重要事項
- ⑨ その他、本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。

(3) 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。

(4) 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。

その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

## 2-5 評議員

(1) 評議員の選任

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。
  - ア 本法人の職員で、理事会から推薦された者のうちから、評議員会において選任された者
  - イ 本法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任された者
  - ウ 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。
- ④ 評議員の選任方法は、各選出区分により推薦された者について、寄附行為の定めるところにより選任する扱いとしています。

(2) 評議員への情報提供

- ① 本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。

## 第3章 教学ガバナンス

学長は、日本医療大学学長選任規程に基づき「理事会が推薦を受けた学長候補

を選出し、理事会これを任命する。」こととしており、日本医療大学学則において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。」としています。

私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会は、理事会の権限の一部を学長に委任しています。理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための大学運営に関する各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等について、学長の意向が十分に反映されるように努めます。

### 3-1 学長

#### (1) 学長の責務

- ① 学長は、学則第1条に掲げる「日本医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に基づき、深く専門の学術を教授及び研究し、人間尊重を基盤とした医療人を育成して、社会の発展に寄与するとともに人々の健康及び生活の向上に貢献することを目的とする。」ことを達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括し、所属教職員を統督します。
- ② 学長は、理事会から委任された権限を行使します。
- ③ 所属教職員が、学長方針、中期計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

#### (2) 学長の補佐体制

- ① 組織規程では、必要に応じて副学長を置くことができることとしており、副学長選任規程において「副学長は、理事長の推薦に基づき、理事会が選任し、理事長がこれを任命」し、「学長の職務を補佐する。」こととしています。
- ② 組織規程では、「学部長は、学長の推薦を受け、理事会の議を経て、理事長が任命する。」こととしています。

### 3-2 教授会

#### (1) 教授会の役割

本学は、学則により教授会を置き、教授会規程により「教授会は、学長、専任の教授及び准教授をもって組織する。ただし、学長が必要と認めた場合は、その他専任教員を加えることができる。」こととしています。

教授会では、学生の入学や卒業課程の修了、学位の授与、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項について審議し、決定を行うに当たり意見を述べるができることとしています。ただし、学校教育法第93条に定められているとおり、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

## 第4章 公共性・信頼性

本学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性を確保し、建学の精神・理念に基づいて自律的に教育事業を担う社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。

そのためには、ステークホルダーである学生・保護者、同窓生、教職員等とはもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保する必要があります。

### 4-1 学生に対して

- (1) 学生の学びの基礎単位である学科ごとに、3つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。
  - ① 学科ごとの3つのポリシー
    - ア ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）
    - イ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）
    - ウ アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）
  - ② 3つのポリシーは、全学生に配布される学科ごとのシラバスに掲示され、また、自己点検・評価を実施して広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取組みます。
  - ③ 多様性の受容（ダイバーシティ・インクルージョン）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

### 4-2 教職員等に対して

- (1) 教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCA サイクル）による大学の価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。
- (2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

  - ① ボード・ディベロップメント：BD
    - ア 常勤の理事は、寄附行為等関連規程並びに事業計画等に基づく責任担当事業領域・職務に係るPDCAを毎年度明示します。
    - イ 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に報

告します。

② ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、ファカルティ・ディベロップメント委員会規程に基づくFD委員会を組織し、年次計画に基づいて取組みを推進します。

③ スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、年次計画に基づき業務研修を行います。

### 4-3 社会に対して

#### (1) 認証評価及び自己点検・評価

① 認証評価

2004年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

② 自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施  
自己点検評価委員会規程に基づく自己点検評価委員会において、教育目標や組織目標の実現に向けて、達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定して実行します。

③ 学内外への情報公開

自己点検・評価の結果はホームページを通じて「年報」として外部に積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

#### (2) 社会貢献・地域連携

① 資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学、官学、産官等の結節点として機能します。

③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④ 大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組ま

- ⑤ 環境問題を始めとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

#### 4-4 危機管理及び法令遵守

##### (1) 危機管理のための体制整備

- ① 危機管理マニュアルに基づき、危機管理体制の整備に取り組めます。
  - ア 自然災害によるリスク（地震・台風・豪雨・豪雪・落雷等）
  - イ 事件事故によるリスク（火災・爆発・交通事故・不審者・危険物の流失等）
  - ウ 情報管理に関するリスク（ネットワークのウイルス感染等）
  - エ 健康に関するリスク（集団感染症・大規模食中毒等）
  - オ 不祥事によるリスク（ハラスメント・個人情報漏洩・公的研究費不正使用等）
  - カ その他のリスク（大学運営に重大な問題を起こすリスク等）
- ② 災害や不祥事の予防・防止対策に取り組めます。
  - ア 学生等の安全・安心・健康対策
  - イ 減災・防災対策
  - ウ ハラスメント防止対策
  - エ 情報セキュリティ対策
  - オ その他のリスク予防・防止対策
- ③ 発災後の対応策及び支援策の整備に取り組めます。

##### (2) 法令遵守のための体制整備

- ① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう組織的に取り組めます。
- ② 公益通報者保護規程に基づき、法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報や相談を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

### 第5章 透明性の確保

大学は、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営や教育研究活動等に関して透明性の確保に努めることが必要です。

また、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営や教育研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たします。

#### 5-1 情報公開の充実

##### (1) 法令上の情報公開

公開すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、私立学校法等

の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 大学の教育研究上の目的
- イ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与方針）
- ウ カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）
- エ アドミッション・ポリシー（入学者受入れ方針）
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び研究業績
- キ 入学者の受け入れ方針及び入学者の数、収容定員、在籍学生数、卒業者数並びに進学者数及び就職者数、その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業内容、授業の年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

② 学校法人に関する情報公開

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書等財務の概要
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書
- キ 理事会・評議員会開催状況

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により、最大限公開します。

① 教育・研究に資する情報公開

- ア 不正防止に関する基本方針
- イ 高大連携
- ウ 社会貢献活動
- エ 海外協定校
- オ 教員の自己点検・評価
- カ 年報

② 学校法人に関する情報公開

- ア 中期計画
- イ 理事会、評議員会開催状況

ウ 執行役員会開催状況

エ 認証評価報告書、認証評価自己点検報告書

(3) 情報公開の工夫等

- ① 各種の情報内容は、本ガバナンス・コードに沿って、対象者、方法、項目等を考慮の上、公開します。
- ② 情報公開の方法は、インターネットを使った Web 公開を主流としますが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ③ 公開にあたっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。